

県南広域振興局長告示第 38 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372600213	フォレストグループ福祉用具サー ビス	西磐井郡平泉町平泉 字宿 21 番地 3	一関市萩荘字打ノ目 225 番地 1	平成 19 年 3 月 10 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372600213	フォレストグループ福祉用具サー ビス	西磐井郡平泉町平泉 字宿 21 番地 3	一関市萩荘字打ノ目 225 番地 1	平成 19 年 3 月 10 日